

輸出入取引法を知っていますか？

== 不公正な輸出取引は禁止されています ==

**2025年5月
経済産業省
貿易管理部 貿易管理課**

1. 輸出入取引法（輸取法）で禁じられている取引

- 輸取法は、不公正な輸出取引を防止し、並びに輸出取引及び輸入取引の秩序を確立し、もつて外国貿易の健全な発展を図ることを目的として制定された法律です。
- 不公正な輸出取引として、仕向国の知的財産権を侵害する貨物の輸出取引、虚偽の原産地表示をした貨物の輸出取引などを禁止しています。

不公正な輸出取引とは（輸取法第2条）

- ① **仕向国の法令により保護される工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出取引**
- ② **虚偽の原産地表示をした貨物の輸出取引**
- ③ **輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物の輸出**
- ④ **国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であつて、政令で定めるもの（品質の誤認を生じさせる表示をした貨物の輸出取引）**



禁止（輸取法第3条）

輸出業者は、不公正な輸出取引をしてはならない。

2. 不公正な輸出取引のリスク

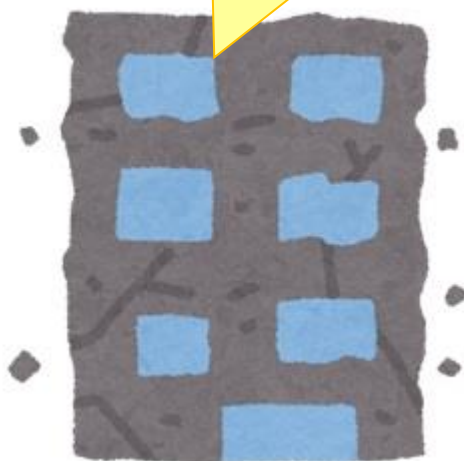
リスクの例

- **最大1年間の輸出停止**（輸取法第4条第2項）
- **戒告、指導**（輸取法第4条第1項、ほか）
- **処分の公表**（輸取法第4条第3項）
- **取引先、金融機関との関係悪化、取引停止**
- **関係機関による調査**（輸取法第40条、ほか）

1年間輸出できなくなったら我が社は・・・



取引停止

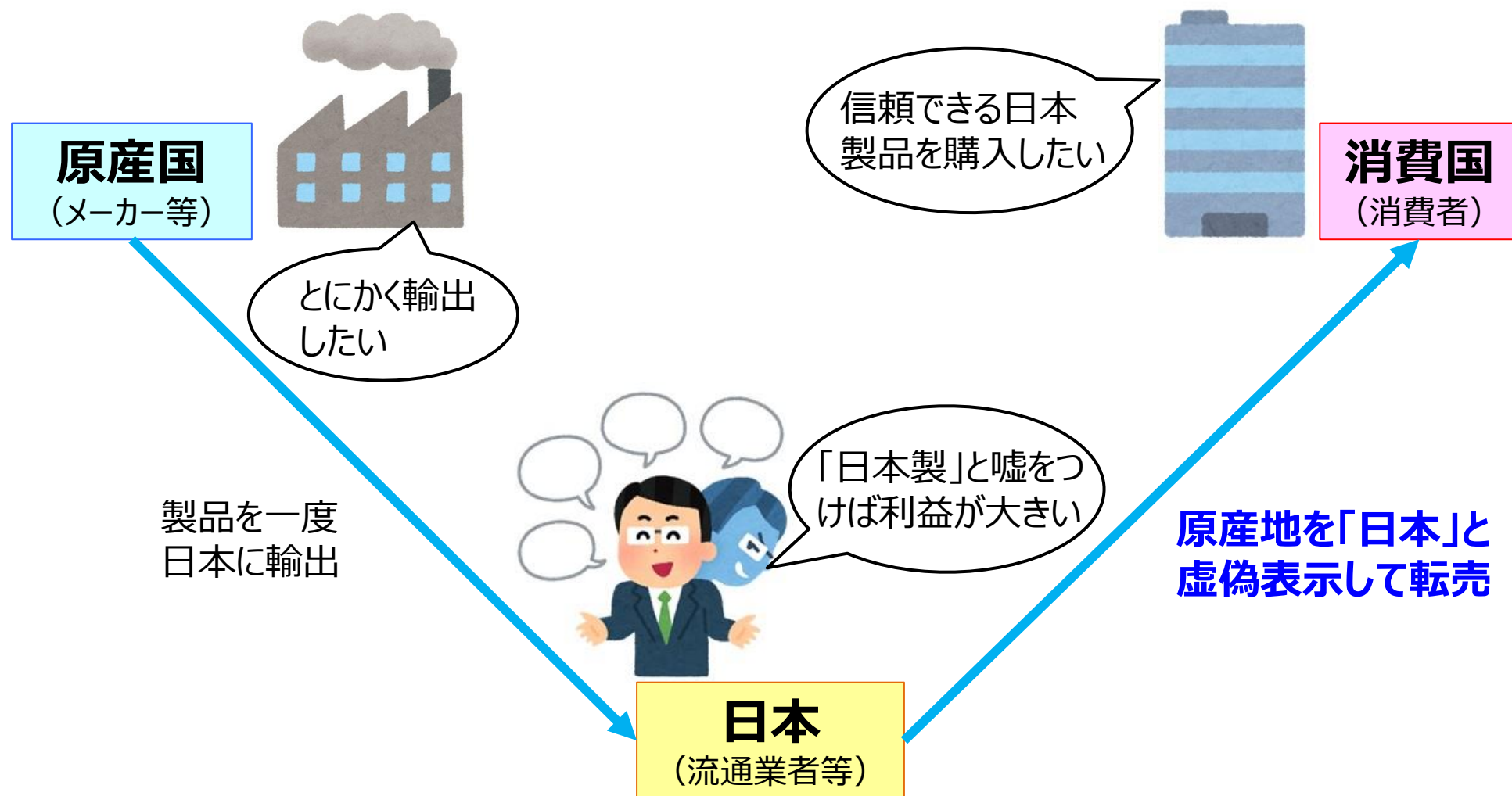


謝罪会見



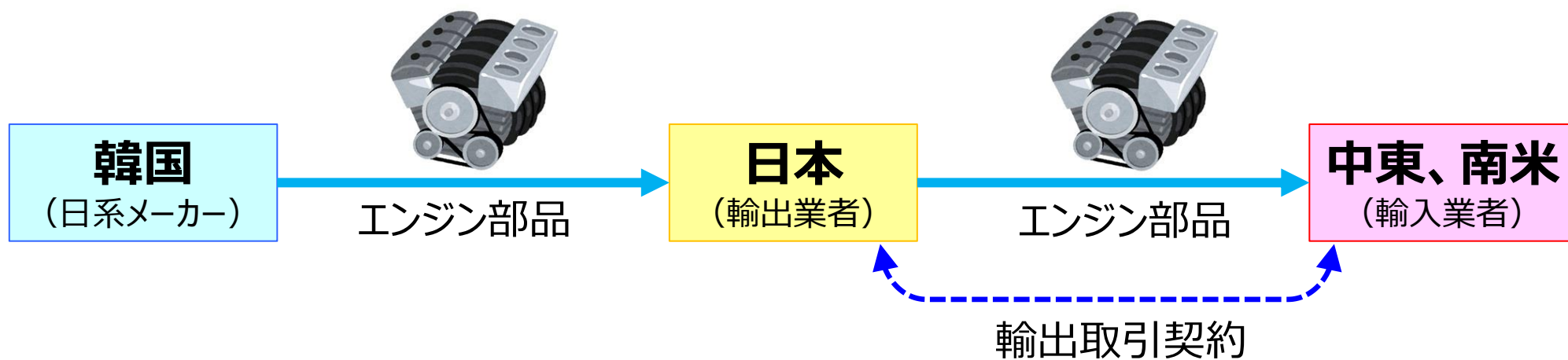
3. 虚偽の原産地表示のイメージ

輸出時の**虚偽の原産地表示**は輸出入取引法違反です！！



4. 過去の違反事案①（虚偽の原産地表示）

- 韓国産のエンジン部品を日本産と偽って輸出（輸取法第2条第2号事案）



輸出停止、公表

輸出業者に対して、6月間、エンジン部品の全地域向け輸出を禁止



4. 過去の違反事案②（商標の盗用、虚偽の原産地表示）

- 日本製のカミソリを、ドイツ社製のものとして商標を盗用した上、ドイツ産と偽ってタイに輸出（輸取法第2条第1号及び第2号関連）



輸出停止、公表

輸出業者に対して、1年間、カミソリの全地域向け輸出を禁止



4. 過去の違反事案③（輸出契約の要件を著しく欠く）

- テープレコーダー等の輸出契約であるにもかかわらず、石炭ガラ等を米国に輸出（輸取法第2条第3号関連）



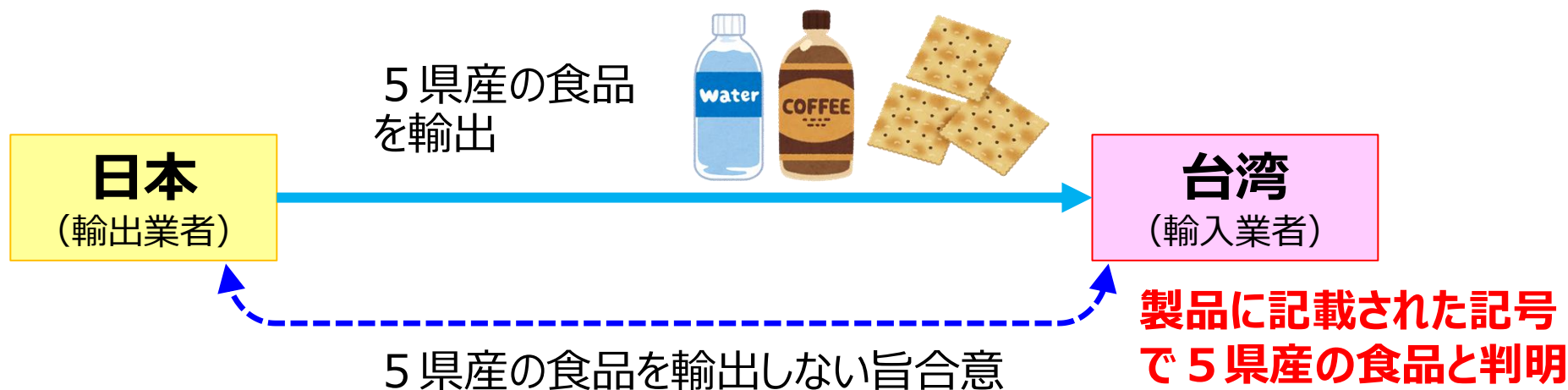
輸出停止、公表

輸出業者に対して、1年間、全貨物全地域の輸出を禁止



4. 過去の違反事案④（輸出契約の要件を著しく欠く）

- 輸出先との間で 5 県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）産の食品を輸出しない旨の合意があったにもかかわらず、5 県産の食品を台湾に輸出
(輸取法第 2 条第 3 号関連)



戒告、公表

輸出業者 4 社に対して戒告



5. 輸出者の皆様に**注意**いただきたい点

1. 虚偽の原産地表示をした貨物の輸出取引などが認められた場合、**経済産業省からお話をうかがいます**（強制的に報告を求めることもあります）
2. 品目又は仕向地を定め、**最大 1 年間貨物の輸出が停止される可能性**があります
3. 政府機関、金融機関、取引先との関係で**事業に大きな影響が及ぶリスク**があります



気になることがあれば、**経済産業省に相談してください**

経済産業省 貿易管理部 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

Mail : bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp



(参考) 輸出入取引法関連条文

(目的)

第一条 この法律は、不公正な輸出取引を防止し、並びに輸出取引及び輸入取引の秩序を確立し、もって外国貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「不公正な輸出取引」とは、左に掲げるものをいう。

- 一 仕向国の法令により保護される**工業所有権又は著作権を侵害すべき貨物の輸出取引**
- 二 **虚偽の原産地の表示をした貨物**の輸出取引
- 三 **輸出契約において定める要件を著しく欠く貨物**の輸出
- 四 前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な商慣習にもとる輸出取引であつて、政令で定めるもの

(不公正な輸出取引の禁止)

第三条 輸出業者は、不公正な輸出取引をしてはならない。

(制裁)

第四条 経済産業大臣は、前条の規定に違反した輸出業者に対し、**戒告**することができる。

- 2 経済産業大臣は、輸出業者が前条の規定に違反し、当該違反行為が本邦の輸出業者の国際的信用を著しく害すると認められるときは、その輸出業者が当該違反行為が故意又は過失によるものでないことを証明した場合を除き、前項の規定による戒告に代えて、その輸出業者に対し、**一年以内の期間を限り、品目又は仕向地を定めて貨物の輸出を停止すべきことを命ずる**ことができる。
- 3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を**公表**することができる。

(報告)

第四十条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、輸出業者、輸入業者、輸出組合又は輸入組合から**報告を徴**することができる。

=====

(参考) 輸出入取引法第二条第四号の規定に基づく政令

輸出入取引法第2条第4号に規定する政令で定める不公正な輸出取引は、品質の誤認を生じさせる表示をした貨物の輸出取引とする。

(参考) 原産地表示についての注意事項

- 1 本邦から輸出する貨物に係わる虚偽の原産地表示については、輸出入取引法（昭和27年法律第299号）第2条第2号「不公正な輸出取引」として定義し、同法第3条で「輸出業者は、不公正な輸出取引をしてはならない。」と規定し、不公正な輸出取引を禁止しています。

原産地の表示の一般的事例としては、次のものが挙げられますので、輸出をする際は御注意ください。

原産地の表示の事例

- (1) MADE IN ○○○○（○○○○は国）
- (2) PRODUCT OF ○○○○（○○○○は国）
- (3) ○○○○（○○○○は国又は地名）
- (4) ブランド名と並記されている場合の国名又は地名ブランド名（○○○○は国又は地名）

なお、虚偽の原産地表示と判断された場合は、当該国名又は地名表示の抹消及び訂正をしていただくことになり、その訂正の仕方は、当該表示方法と同一の表示方法等で行うこととなりますので、当該貨物の輸出後容易にとりはずすことができる等、単に通関のためにのみ取り付けられたと認められるものであってはなりません。

- 2 また、仮に陸揚げした貨物であって、「MADE IN JAPAN」又はこれと類似の表示を付した外国製のものについては、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）で規制されていますので御注意ください。